

政令第四百十三号

電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号

）第二条第二号ロの規定に基づき、この政令を制定する。

電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号

）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第二号中「又は第七項」を「第七項又は第九項」に、「同項」を「同条第七項」に改める。

附 則

この政令は、平成二十八年一月一日から施行する。